



様式第2号(第3条関係)

一般廃棄物処理業許可証

桜生環第388号

令和5年3月15日

勝田環境 株式会社
代表取締役 望月 福男 様

桜川市長 大塚 秀喜



令和5年 2月 9日付で申請のあった

処理業
清掃業

について、次のとおり許可します。

許可番号	第5一事-1号
氏名 <small>(法人にあっては名称及び代表者氏名)</small>	勝田環境 株式会社 代表取締役 望月 福男
事業所及び事業地の所在地	茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2
許可期限	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物、粗大ごみ、し尿浄化槽汚泥
22業務内容	収集、運搬
許可車両及び器材	申請書記載のとおり
営業の区域	桜川市全域

許可条件

- この許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 許可期限が切れたとき、又は業務を廃止し、若しくは休止したときは、直ちに返還しなければならない。
- 市の施設への搬入及び作業方法については、係員の指示に従わなければならぬ。
- 車両には事業所名を表示すること。
- 処理、処分施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは速やかに届け出なければならない。
- 法令、条例、規則、上記事項及びその他市長の指示に違反したときは、許可を取り消すことがある。